

経理部門の基本有用情報

今月の経理情報

今回のテーマ： 災害時における費用・収益の税務上の取扱い

法人が、災害に関連して支出した費用、受け取った収入の税務上の取扱いはつぎのとおりです。

1. 取引先等に災害援助した場合

内 容		取扱い
寄附金 (義援金)	義援金が国等に拠出されることが募金趣意書等により明らかにされているもの	全額損金算入
災害見舞金等	取引関係の維持・回復を目的として取引先等に支払うもの	交際費に該当せず、全額損金算入
売掛金の免除等	被災した取引先の復旧支援を目的に災害発生後の相当期間内に行うもの	交際費また寄附金に該当せず、全額損金算入
融資（貸付金）		低利または無利息の貸付けであっても、寄附金の認識不要
被災者に提供する自社製品等		交際費または寄附金に該当せず、全額損金算入

2. 自社が災害にあった場合

内 容		取扱い
除却損	資産の滅失・損壊（取壊費用を含む）	全額損金算入
評価損	著しい損傷により、資産の時価が帳簿価額を下回った場合	評価損を損金算入
修繕費	原則：被災資産の原状回復費用	全額損金算入
	特例：補強工事等で被災資産の効用を維持するためのもの	修繕費として経理処理していれば、損金算入
保険金	原則：災害により受け取る保険金	全額益金算入
	特例：保険金を被災した固定資産の代替資産の取得に充てた場合	圧縮記帳により、益金算入した保険金の課税を繰延べ
災害により受け取る義援金・見舞金		全額益金算入

お見逃しなく！

2017 年税制改正において、従来、災害ごとに個別に設けられていた災害に関する税制上の措置が常設化され、災害発生後、特別立法を待つことなく、つぎの規定が適用できるようになりました。

- 1) 災害損失の繰戻しによる法人税額及び地方法人税額の還付
- 2) 仮決算の中間申告による所得税額の還付
- 3) 被災代替資産等の特別償却（特定非常災害の場合）